

新潟市潟東歴史民俗資料館運営協議会開催要綱

(目的)

第1条 新潟市潟東歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の運営に関し、学識経験者、教育関係者、市民から意見を聴取するため、潟東歴史民俗資料館運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(委員構成)

第2条 協議会は、委員6名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから新潟市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者
- (3) 公募により選抜された者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の会議を進行する。

3 副会長は、会長が欠けるとき、または会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて新潟市長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 新潟市長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、資料館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、新潟市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。